

### 今月のテーマ

## 廃掃法は再委託を禁止していない

### 1. はじめに

廃棄物処理業界では従来より再委託に関して少なからず誤解がある。

すなわち【再委託は禁止されている】と。【違反すると業の停止、又許可取消の行政処分をうける】と。

法第14条第16項の法令上の文面では再委託行為は原則として禁止すると記載されている。

ところが役所の文書、法令では「原則として」は要注意です。後段の文面で必ず「但し書き」として例外容認取り扱いの項目が出現する。

### 2. 再委託禁止の例外容認について

政令第6条の2において再委託基準が示されている。この基準に準拠して再委託を行う場合は適法な処理となる。

この適法となるポイントの一つは、排出事業者から再委託の承認書を得ること。

参考までに「再委託基準」を別紙として添付します。

### 3. 再委託行為が原則禁止の理由は何か

まず第一は、排出事業者の処理の責任が不明確になることを防止すること。

第二に、不法投棄処理の誘因の恐れを回避することにあると強調されている。

実際には、処理の手続きを省略するなど実務的な手順を蔑ろにして再委託が安易に行われてきた背景がある。

### 4. 実際に体験した再委託

城南島のスーパーエコタウンの高俊興業の処理工場に勤務した時の体験です。

環境整備公社の城南島エコプラント工場が隣接しており日曜日に場内において火事が発生した。

中小企業対策として運営されている工場なので、月曜日から多数の持込業者が搬入してくる。持込車両を急にお断りすることはできない。公社の幹部の皆様と協議して建設廃棄物の受け入れ処理をしている高俊興業（私が勤務していた）にて急遽受け入れ処理をすることになった。

最も苦労したのは、やはりマニフェスト伝票の取り扱いです。搬入時のB1伝票以降の搬入先は城南島エコプラントでありそれを訂正するわけにはいかない。したがって、城南島エコプラントで受入れ済の判が押されたものに、改めて高俊興業にて受け入れ（再委託）証明の赤スタンプを押した。

### 5. 再委託の実施上の問題点

再委託が前もって予定されている場合は、対応策がとれる。

ところが、車両の故障、工場の火災など急に発生した事故などにより再委託を余儀なくされた場合は、対応が大変です。事前に社内として対策を準備しておかないと、面倒臭さが先に立ち再委託基準となる諸々の手続きを忘れてたり、放置することが多い。結果として再委託基準違反で行政処分を受けるケースが多々発生している。

廃棄物処理の基準は侮るなかれ。

